

公の施設の指定管理者制度について

■指定管理者制度とは？

1 制度の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的としています。

2 制度の概要

指定管理者制度は、平成15年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が、制度化されたものであり、従来の地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限定して管理を委託する制度から、出資法人等以外に民間事業者を含む地方公共団体が指定する法人その他の団体（以下、「指定管理者」という。）に「公の施設」の管理（施設の使用許可を含む。）を行わせるものです。

■公の施設とは？

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条）とされており、地方自治体が住民のために様々なサービスを提供するための施設のことで、例えば、体育施設、教育・文化施設、社会福祉施設などがこれに該当します。

ただし、個別の法律（学校教育法、道路法、河川法等）で管理主体が限定される施設については、本制度の対象外となります。

■従来の管理委託制度と新しい指定管理者制度の違いとは？

これまでの管理委託制度では、公の施設の管理を受託できる団体が公共団体・公共的団体・出資法人等に限定されていました。

しかし、指定管理者制度の導入により、公の施設の管理主体となる「指定管理者」の範囲が民間企業や法人その他の団体にまで拡大されるとともに、施設の利用料を指定管理者の収入とすることができるほか、従来の管理受託者が行うことができなかった施設の使用許可などの行政の権限までも行うことができます。

今後は、指定管理者を広く公募し、費用や企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を決めることができるようになりました。（ただし、個別の法律によって管理者の要件が定められている道路、河川などは、指定管理者制度の対象とはなりません。

このページに関するお問い合わせ） 上板町役場総務課

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

（電 話）088-694-6801

（ファクシミリ）088-694-5903